岩手県告示第466号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。)により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成23年7月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

指定訪問看護事業者等		訪問看護ステーション等		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	1 相处十万口
特定非営利活動法人絆	北上市村崎野19地割269	ハートケアステーショ	北上市村崎野19地割269	平成22年8月5日
	番地2	ン絆	番地2	